

第 12 回 鹿児島地区合併協議会

会 議 録

期日：平成 16 年 1 月 30 日（金）

場所：かごしま市民福祉プラザ 5 階 大会議室

平成16年1月30日午後3時開会

開 会

○黒木事務局次長 定刻となりましたので、ただいまから第12回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきます。

なお、本日は、お手元にたくさんの資料をお届けいたしております。会議資料につきまして、ご確認をお願いいたします。

まず「会議次第」、次に「今後の合併協議の進め方フロー図」と書いてある1枚の資料でございます。そして表紙に「第12回鹿児島地区合併協議会」と書いてございます議案集、その別紙となります「新市まちづくり計画」、それから、ひも綴じしてございます厚い資料でございます「第60号議案関係資料」、それと横の資料になっております「第60号参考資料1」と「2」、そして「第61号議案関係資料」と「第61号議案市町村建設計画〔参考資料〕」、最後に本日付の「鹿児島地区合併協議会名簿」でございます。

おそろいでございますでしょうか。

会長あいさつ

○黒木事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

なお、会長には、あいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

○赤崎会長 皆様方、こんにちは。

第12回鹿児島地区合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方は、ご多忙の中をご出席賜りまして心から感謝申し上げます。

さて、当協議会は昨年1月24日に設置いたしましたが、記念すべき第1回の合併協議会を開催したのが1月31日でございます。本日で第1回協議会からちょうど1年を経過することになります。

振り返ってみますと、委員の皆様方は、第1回協議会に臨んで、これから進めていく合併協議に対する意欲と、大変重要な課題である合併についての道のりの厳しさあるいは長さというものの思いを持っていただきまして、そのような思いが交錯する中で会議を進め

てきたことを思い出していただけるのではなからうかと存じます。

その日からちょうど1年を迎えました。この間、当鹿児島地区におきましては、合併に対する住民の合意形成を基本に置きながら、お互いに納得するまでの協議を重ね、そして予定していた事務事業のほとんどについて、その調整方針を確認していただきました。このことは委員の皆様のご真摯なお取り組みとご努力のおかげでございまして、改めて心から感謝を申し上げたいと存じます。

一方、そのような中で、喜入町におきまして、1月20日の臨時議会で、喜入町の合併についての意思を住民投票にかけるという条例が可決されまして、現在、住民投票の準備を進められているところでございます。

当合併協議会におきましては、前回の協議会で改めて本年11月1日の合併を確認いたしました。喜入町の委員も出席されている中で、このことを基本において、当面1市4町においてスケジュールに従って協議を進めることも確認していただきました。本日は、その確認に従って協議会を開催したところでございます。

本日は12回目でございますが、本日も委員の皆様方におかれましては、慎重の上にも活発なご協議を賜りたいと存じます。いよいよ合併協議も煮詰まってまいりましたので、委員の皆様のご熱意とご努力によって、将来にわたって大きく評価をしていただけるようなすばらしい合併にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上、大変簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

報 告

喜入町の合併についての意思を問う住民投票について
今後の合併協議の進め方について

○赤崎議長 それでは、お手元にお配りしております会議次第によって、協議を進めてまいります。

まず、会議次第の3、報告に入ります。

喜入町の合併についての意思を問う住民投票について、今後の合併協議の進め方について、報告事項はこの2件でございますが、一括して事務局からご報告申し上げます。

○成清事務局長 それでは、ご報告申し上げます。

まず、1点目の喜入町の合併についての意思を問う住民投票についてでございますが、これは特に資料はございませんが、口頭によりご報告申し上げます。

去る1月20日に喜入町におきまして臨時議会が開かれ、住民の直接請求による投票条例案が賛成多数で可決されております。

この条例による投票の資格者は、昭和61年4月1日以前に生まれた方となっております。また、同条例には投票結果の尊重規定がございまして、町民、町議会及び町長は住民投票の結果を尊重しなければならないと規定されております。

なお、投票は、2月15日に行うことになっております。

続きまして、今後の合併協議の進め方につきまして、お手元にフロー図をお届けいたしておりますので、これに基づきましてご説明申し上げます。

本日1月30日、第12回の合併協議会でございますが、それと次の第13回合併協議会、これは喜入町が加わらない1市4町で開催することになっております。

このことにつきましては、前回の第11回合併協議会におきまして、当鹿児島地区合併協議会の枠組みでございます1市5町の枠組みはそのままにして、喜入町の最終的な方針が出るまでの間は1市4町で協議を進めていくということが確認されており、先ほど申し上げましたように、本日の第12回と次の第13回の合併協議会は喜入町が加わらない1市4町で協議を行っていくこととなります。

また、この協議の内容は、これまでに合併協議会で確認をされました議案及び第9回協議会に提案し、まだ確認されていない議案につきまして、1市4町での調整方針となるよう変更し、新たな議案として提案し、協議を行っていただくことといたしております。1市4町に係る調整方針の協議をすべて終了して、喜入町の住民投票を待つこととなります。

2月15日の住民投票の結果、合併反対となった場合には、左側のラインでございますが、喜入町におきましては直ちに鹿児島地区合併協議会からの脱退について喜入町議会の議決をしていただき、残りの1市4町においては速やかに鹿児島地区合併協議会の規約変更の手続を行うこととなります。これらの手続が終了した後に、1市4町の調整方針として確認された協定項目に基づく「合併協定書(案)」の確認を行っていただき、同時に合併協定の調印を行うことといたしております。そして、調印後に1市4町がそれぞれ3月に開会されます議会に合併議案を提案する予定でございます。合併議案が1市4町においてすべて議決されました後に、県への合併申請を行うとともに、一番下になりますが、

1 1月1日の合併施行に向けて合併準備事務を行ってまいります。

一方、右側の方でございますが、合併賛成となった場合には、第9回合併協議会までに既に1市5町で確認されている議案等はその確認が生かされ、継続協議となっている議案等につきましては、1市4町の調整方針として確認されたものに喜入町を追加する形で、1市5町の調整方針として合併協議会において確認していただくこととしております。そして、その次の合併協議会におきまして「合併協定書(案)」の確認と同時に合併協定の調印を行う予定でございます。その後のフローにつきましては、先ほど申し上げました合併反対の場合と同様に進めることとなります。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局から報告事項2件について一括してご報告申し上げましたが、このことについて何かご意見なり、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特にございませんので、前回の合併協議会で確認いただいておりますが、当合併協議会といたしましては、喜入町における住民投票を見守りながら、町の最終的な方針が出されるまでの間は1市4町での協議を行ってまいることとなりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

議 事

第60号議案 鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いについて

○赤崎議長 それでは次に、会議次第の4、議事に入ります。

まず、第60号議案「鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いについて」を議題といたします。

この議案につきましては、これまで合併協議会に提案し、確認された議案につきましては、喜入町が加わらない1市4町の枠組みでの事務事業の調整方針となるように見直しを行いまして、新たに一括議案として提案し、ご協議いただこうとするものでございます。

まず、議案について事務局からご説明申し上げます。

○成清事務局長 それでは「第12回鹿児島地区合併協議会」という表紙の議案集をごらんいただきたいと思っております。

あけていただきまして目次の欄がございますが、ここで議案の提案等につきまして概略

ご説明申し上げます。

当鹿児島地区合併協議会におきましては、当初協議を予定いたしておりましたすべての協議項目につきまして、第9回合併協議会までにすべてを提案し、新市まちづくり計画、敬老パス等の議案3件を除きまして、すべて確認されているところでございます。

第12回と第13回の合併協議会は喜入町が加わらない1市4町での協議になるわけですが、議案といたしましては、喜入町が加わらないことによる変更後の議案を協議していただきます。また、議案の提案の仕方ですが、確認されたものと提案中のものに大きく2つに区分し、それぞれ一括議案として提案いたしております。

右側の1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、第60号議案本文でございますが、読み上げさせていただきます。

第60号議案鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いについて。

鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案については、喜入町に係る部分を削除し、新たに別紙のとおりとする。

あけていただきまして2ページからでございますが、この第60号議案は、第1回から第9回までの合併協議会におきまして1市5町の調整方針として確認されたものを喜入町が加わらない形に変更しており、2ページの一番上になりますが、「(1)合併の方式について」から、ちょっと飛びますが、7ページをあけていただきまして、一番下「(48)その他事業の取扱いについて」まででございます。

具体的な変更内容について申し上げますが、別の資料で「第60号議案参考資料1」と上に書いた、薄い横長の資料でございます。表題が、「鹿児島地区合併協議会における確認済み議案対照表」というものでございます。これをごらんいただきたいと存じます。

1ページの一番上「(1)合併の方式について」から、この資料は13ページまでになりますが、一番下「(48)その他事業の取扱いについて」まで、これまで確認された議案すべてにつきまして、1市4町になった場合にどのようになるかということをお示しいたしております。変更が生じるものにつきましては、一番右側の欄でございますが、摘要欄に変更内容を表示いたしております。また、空欄は変更がなかったものでございます。

この1ページの一番上の「(1)合併の方式について」の摘要欄にございますように、調整方針等の文言から「、喜入町」を削除する内容となっております。

大変恐縮でございますが、2ページ以降はお目通し願いたいと思いますが、喜入町が加わらないことによる議案の変更につきましては、これまでに確認をされた議案の基本的な考え方が変更になるものはなかったところでございます。

続きまして「第60号議案関係資料」、表題が「鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いについて」という横長の厚手の資料でございます。この資料は、これまで議案本文と同時に個々の事務事業等の調整方針として確認をされているものを、喜入町が加わらない形に変更いたしております。

具体的な変更内容につきましては、別の資料になりますが、「第60号議案参考資料2」というちょっと薄手の横長の資料をごらんいただきたいと思います。「議案関係資料変更一覧表」という表題の資料でございます。

議案関係資料として提案いたしました項目数でございますが、表が左右に分かれておりますが、右側の方の一番下になります。1市5町の場合の項目数は全部で671項目ございました。これが喜入町が加わらないことにより、一番右側の欄になりますが、619項目となります。

喜入町が加わらない場合の変更の状況でございますが、そこに破線で書いておりますが、1の変更が生じなかった項目が394項目、その右側の2の減少する項目が52項目、また、その右側になりますが、3番目の調整方針等の文言から「喜入町」を削除するなどの変更が生じた項目が225項目ございました。

あけていただきまして、2ページと3ページをごらんいただきますが、この2ページの方では「(11)慣行の取扱い」という項目でございます。ここの一番左側に「旧番号」、その右側に「新番号」とございますが、旧番号の1「市紋章」という項目がございます。これから番号6の「市木・市花」までの6項目につきましては提案し、確認されております。

この「慣行の取扱い」の変更内容でございますが、2ページの一番上「市紋章」、その下の「市旗」では、課題の欄で「1市5町とも」とあったものを「1市4町とも」と変更し、あけていただきまして3ページでございますが、旧番号3番「平和都市宣言」は、課題欄の「喜入町、郡山町」というものを「及び郡山町」に変更をし、旧番号の4と5は喜入町のみであったことから、調整項目から削除いたしております。

したがって、1市4町の場合の調整項目数としては、新番号が13番までとなっているように、2項目減少し、13項目となります。

このような変更を行った後の議案関係資料として、冒頭ごらんいただきましたお手元の厚手の資料「第60号議案関係資料」のうち、いま一例として申し上げました「慣行の取扱い」をご説明申し上げます。

インデックスナンバーの11をあけていただきたいと思います。

表紙は、「(11)慣行の取扱いについて」となっております。

この表紙をあけていただきますと、(11)-1、総括表が出てまいります。この総括表の変更の内容でございますが、事務事業名の右側に自治体名がございますが、この自治体名から喜入町を除いております。また、喜入町のみのものでございました「青色申告の町」と「親せつの町宣言」を削除いたしまして、15項目あったものが13項目となっております。

あけていただきまして(11)-2、3ページをごらんいただきますと、項目の右側に現況欄といたしまして各自治体名がございますが、ここから「喜入町」が除かれているところでございます。また、課題欄では、「1市5町」とあったものを「1市4町」に変更いたしております。

なお、この「慣行の取扱い」につきましては、これまで2回に分けて提案し、確認されておりますが、今回は1つにまとめて提案するものでございまして、このインデックスナンバー21をあけていただきますと、「(21)建設関係事業の取扱いについて」というのがございます。あとインデックスナンバー23を開いていただきますと、「(23)一部事務組合等の取扱いについて」という調整項目がございますが、この2つにつきましても、今の「慣行の取扱い」と同様に、今回は1つにまとめてご提案しているということでございます。

これまでに議案関係資料として確認されたすべての事務事業につきまして、ただいま「慣行の取扱い」でご説明申し上げましたような変更を行いまして、本日ご提案しているところでございます。

議案関係資料につきましても、喜入町が加わらないことによって、これまで確認された調整方針の基本的な考え方が変更になるものはなかったところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 お聞きのとおり事務局から、第60号議案「鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いについて」ご説明申し上げましたが、これに関しまして何かご意見なり、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特になければお諮りを申し上げますが、第60号議案「鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員においてそれぞれご検討いただき、次回で決定いただきたいと思いますのですが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、御異議ございませんので、そのように取り扱わせていただきます。

第61号議案 鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いについて

○赤崎議長 続きまして、第61号議案「鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いについて」を議題といたします。

この議案につきましては、ご案内のとおり第9回合併協議会に第37-2号議案、第38-2号議案、そして第59号議案の3件の議案として提案していた議案でございますが、この議案を1市4町の枠組みでの調整方針となるように見直しを行いまして、これを一括議案として新たに提案し、ご審議いただくというものでございます。

それでは、議案について事務局からご説明申し上げます。

○成清事務局長 議案集の9ページをお願いいたします。

まず議案本文でございますが、第61号議案鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いについて。

鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

鹿児島地区合併協議会において提案中の議案については、喜入町に係る部分の削除等を行い、新たに別紙のとおりとする。

次のページをごらんいただきます。

議案本文につきましては、10ページでございます。議案名等でございますが、「高齢者福祉事業（敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業）の取扱いについて」、その次の「障害者福祉事業（友愛特別乗車証交付事業）の取扱いについて」、最後に「市町村

建設計画について」でございますが、この議案本文そのものにつきましては、既に提案しているものと変更はなかったところでございます。

続きまして「第61号議案関係資料」、表題が「鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いについて」というインデックスがついた横長の薄手の資料でございます。

表紙をあけていただきまして、「(27-2)高齢者福祉事業(敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業)の取扱いについて」でございますが、この表紙をもう1回あけていただきますと総括表が出てまいります。(27-2)-1ページでございますが、この変更内容といたしましては、先ほどの確認済みのものと同様に自治体名から「喜入町」を除いております。

あけていただきまして2、3ページをごらんいただきますが、これにつきましても現況の欄から「喜入町」を除き、この上下両事業とも右側の調整方針(案)の2段落目、「新市域(5町)」とあったものを「新市域(4町)」に変更し、その下の「新市域(5町)」につきましても、同じように「新市域(4町)」に変更しているところでございます。

あけていただきまして、「(28-2)障害者福祉事業(友愛特別乗車証交付事業)の取扱いについて」でございますが、これも表紙をあけていただきますと総括表がございますが、これも同じように自治体名から「喜入町」を除いております。総括表をあけていただきますと、2、3ページになりますが、友愛特別乗車証交付事業が精神障害者と身体障害者、それから次の4、5ページでは知的障害者の3事業があるわけでございますが、いずれの事業も現況欄から「喜入町」を除き、一番右側の調整方針(案)の下の段落になりますが、「新市域(5町)」とあったものを「新市域(4町)」に変更いたしております。

続きまして、市町村建設計画についてご説明申し上げます。

別紙「新市まちづくり計画」と少し薄手のA4縦の「第61号議案市町村建設計画〔参考資料〕」の2つをごらんいただきたいと思っております。

市町村建設計画、鹿児島地区合併協議会におきましては「新市まちづくり計画」と申ししておりますが、これにつきましても、喜入町が加わらない形で変更いたしております。また、既に第9回合併協議会に提案いたしておりました市町村建設計画につきましては、合併特例法第5条第3項の規定に基づきまして、あらかじめ県知事と協議をする必要があり第9回合併協議会に提案したもので、県と協議を行ったところでございます。この協議におきまして若干の文言の変更もございましたので、あわせてご説明を申し上げます。

それでは、「第61号議案市町村建設計画〔参考資料〕」、表題は「新市まちづくり計画の変更内容について」という一番左側に網掛けをした薄手の資料でございます。

変更要素としては2つございますが、まず「構成市町（1市4町）の変更に伴うもの」。これは喜入町を除く場合の変更ということで、表の一番左側の欄に番号を振っておりますけれども、28カ所変更がございました。

なお、網掛けの項目につきましては、既に第5回合併協議会で市町村建設計画素案といたしましてご確認をいただいた項目でございます。

この変更の主なものを数点申し上げます。

1ページにおきましては、5番目の「はじめに」「合併の必要性」という項目の人口のところでございますが、1市5町では合併後は「人口60万人を擁する」といたしておりましたが、これを「人口59万人を擁する」に変更いたしております。

続きまして、2ページをあけていただきます。

2ページの15番目、これは合併10年後の平成26年の総人口を表記しておりますが、平成26年の「総人口は62万1000人」といたしておりましたが、これが「総人口は60万9000人」に、そしてまた、その下になりますが、「世帯数は27万2000世帯」から「世帯数は26万7000世帯」に変更しております。また、1つ飛びまして番号17、行政区域面積及び都市計画区域面積でございますが、1市5町では「546.80平方キロメートル」、そして「384.38平方キロメートル」としておりましたが、これを「485.57平方キロメートル」、そして「355.40平方キロメートル」に変更いたしております。

また、その下になりますが、地区の区分でございます。これは、「9地域9地区」としておりましたものを「8地域9地区」と変更いたしております。

また、喜入町に係る主な事業といたしまして、21番のところをごらんいただきますが、「消防庁舎の整備」として「喜入地域」が入っておりましたが、この「喜入地域」を除いております。

また、その下の下になりますが、23番の市営住宅の関係でございますが、「ラメール中名団地」を削除しております。

また、一番下になりますが、「衛生処理施設等の整備（喜入地域など）」といたしておりましたが、これを除く形で「し尿処理の中継施設等の整備」というふうに変更いたしております。

あけていただきまして3ページ、27番「生見海水浴場の整備検討」といたしておりましたが、これを削除いたしております。

続きまして28番の「財政計画」でございますが、これは1市4町で改めて再積算をした結果、歳入歳出ともに合計で2兆334億3000万円となったところでございます。

次に、もう1つの変更要素である「県との事前協議に伴う文言変更」でございますが、3ページの29から4ページの30、31の3点の変更があったところでございます。

主な変更内容でございますが、3ページの29番のところを申し上げますが、「九州新幹線鹿児島ルートの開通」という表現をいたしておりましたが、現在、国、県、そして事業主体が統一的使用されている「開業」という言葉に変更したところでございます。

以上のように、新市まちづくり計画を喜入町が加わらない形で変更を行いましたが、新市のまちづくりの方針が大きく変更になるというようなところはなかったところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局から、第61号議案「鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いについて」ご説明申し上げましたが、これに関して何かご意見なり、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、特にないようでございますので、お諮りを申し上げます。

第61号議案「鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員それぞれご検討いただきまして、次回でご決定いただきたいと存じますが、そのような取扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

その他

次回開催について

○赤崎議長 以上で議事については終わりました、次に、会議次第の5、その他に入りま

す。

次回の合併協議会の開催について、事務局の方からまずご説明申し上げます。

○成清事務局長 特に資料はございませんが、次回の第13回鹿児島地区合併協議会につきましては、現時点での一応の目安といたしまして、日時は2月13日、金曜日の午後4時からおおむね午後6時まで、場所は、鹿児島市与次郎一丁目にごございますサンロイヤルホテルの1階「エトワールの間」での開催を予定いたしております。委員の皆様の日程調整につきましてよろしくお願ひ申し上げます。

なお、次回の合併協議会につきましても、喜入町が加わらない1市4町での開催といたしますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○赤崎議長 次回の当合併協議会の開催日時等につきましては、ただいま事務局から説明申し上げたとおりでございます。委員の皆様には、それぞれ大変ご多忙のところとは存じますが、万障繰り合わせてご出席賜りたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

以上で、本日予定いたしました会議の案件はすべて終わりましたが、この際、委員の皆様方、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

閉 会

○赤崎議長 それでは、特になければ、これをもちまして第12回鹿児島地区合併協議会を終わらせていただきます。

委員の皆様方のご協力に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

午後3時41分閉会